

第 22 期
大分海区漁業調整委員会

第 7 回委員会

議 事 録

開催日時 令和 4 年 2 月 17 日(木) 午後 14 時

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号
大分県水産会館 5 階 研修室

第22期大分海区漁業調整委員会第7回委員会議事録

1. 開催日時 令和4年2月17日(木) 午後14時00分
2. 開催場所 大分県水産会館5階 研修室
3. 出席委員 小野眞一(会長、議長)
阿部貴史
藤本昭夫
須川直樹
渡邊英敏
疋田一則
山本勇
小野裕佳
濱田貴史
阿部義広
森崎真吾
山尾和久
本庄新
- 欠席委員 齋藤信二、清家皆一
- 事務局 大塚事務局長、大石事務局次長、三ヶ尻主幹、大竹主任
- 農林水産部 景平審議監
- 漁業管理課 高野課長、甲斐主任
- 水産振興課 倉橋課長補佐、安部主任
- 臨席者 北部振興局 岩野英樹、東部振興局 真田康広、大分市
津守翔太
4. 議事録署名委員 阿部貴史委員、山本勇委員

5. 協議事項及び審議の結果

第1号議案	豊後水道におけるたる流し漁業（立縄釣漁業）の禁止について
審議の結果	原案のとおり委員会指示を発出することに決した
第2号議案	伊予灘及び豊後水道におけるくるまえびの採捕の禁止について
審議の結果	原案のとおり委員会指示を発出することに決した
第3号議案	あわび類、うに類の採捕の禁止について
審議の結果	原案のとおり委員会指示を発出することに決した
第4号議案	知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について
審議の結果	異議のない旨答申することに決した
第5号議案	知事許可漁業における制限措置の一部変更について
審議の結果	異議のない旨答申することに決した

6. 審議概要

事務局長 ただいまから、第22期第7回大分海区漁業調整委員会を開会いたします。

事務局の大塚です。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日の委員の出席状況ですが、15名中13名の委員が出席され、過半数を超えていますので、漁業法第145条の規定により、本委員会が成立していることをご報告いたします。

それでは、農林水産部の景平審議監から、ご挨拶を申し上げます。

景平審議監 (あいさつ)

事務局長 ありがとうございます。

景平審議監は所用のため、ここで退席させていただきます。

それでは、議事に入ります前に、お手元の資料の確認をいたします。まず、表紙に議案書と書かれたもの、右肩に資料①と書かれたもの2種類をお配りしています。

不足などあれば事務局にお知らせください。

それでは、議事に入ります。大分海区漁業調整委員会規程

第5条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、小野会長に以後の議事進行をよろしくお願いします。

議長 議事に入ります前に議事録署名委員を決めたいと思います。

阿部貴史委員 と 山本委員をお願いします。

それでは議事に入ります。

第1号議案「豊後水道におけるたる流し漁業（立縄釣漁業）の禁止について」をお諮りします。

事務局は提案理由を説明してください。

事務局長 それでは、議案書の3ページをお開きください。「豊後水道におけるたる流し漁業（立縄釣漁業）の禁止について」ご説明します。

豊後水道では漁業調整上の理由から、委員会指示により、同海域でたる流し漁業を禁止していますが、この委員会指示の有効期間が本年3月31日で終了するため、大分県漁業協同組合長から引き続き同様の内容で委員会指示の発出要望があったものです。

4ページをお開きください。

漁具図を載せていますが、このたる流し漁業または立縄釣漁業ともいわれる漁法は、平成2年頃にふぐの浮き延縄漁業が禁止されたことにより導入が進んだ漁法で、水面上に発泡スチロールなどの浮子を浮かべ、その下に幹糸を垂らし、さらにその幹糸から枝糸を出して、それに針をつけて釣る漁法です。

この図では、模式的に表現しているため針が3本しかありませんが、実際には10本から15本の針が付いています。

一人が一度に数十個を流すため管理が十分にできず紛失することがあり、海面上を自由に動いて回るため他の漁業に支障があること、また、この漁具が海岸に流れ着き、そのまま放置されていることなどから問題があるということで、平成5年から本県豊後水道の関係漁業者間の自主規制として豊後水道では禁止してきました。

そのような中で、平成7、8年頃から高知県や宮崎県漁船の操業が見られるようになり、特に平成13から14年にかけてシロサバフグが大漁に漁獲された時には、高知県や宮崎県の漁船が多数操業し、大分県の漁業者の操業に支障をきたすようになりました。

そこで、大分県として両県に事情を説明して協力を求めましたが、「この漁法が自由漁業であり、大分県が自主規制ということでは指導しにくい」旨の回答が両県からありましたので、平成15年度から委員会指示を発出して規制しているものです。

5 ページに大分県漁業協同組合長から会長あての要望書を掲載しています。

6 ページに委員会指示案を載せていますが、「漁業法第120条第1項の規定により、次のとおりたる流し漁業（立縄釣漁業）（一端を浮子で海面上に保持し、海中において垂直に立つようにした釣漁具を使用して行う漁業をいう。）を禁止する。」としています。

漢数字の一の禁止区域として、豊後水道、大分県関埼灯台と愛媛県佐田岬灯台を結んだ直線以南の大分県海域としています。

次に、漢数字の二の禁止期間ですが、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとしています。禁止期間を更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容です。

以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、この件につきましてご意見・ご質問はありませんか。

特にご意見もないようですので、第1号議案については原案のとおり委員会指示を発出することに、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし

議長 異議がないようですので、原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に、第2号議案「伊予灘及び豊後水道におけるくるまえびの採捕の禁止について」をお諮りします。

事務局は説明してください。

事務局長 それでは議案書の7ページをご覧ください。

第2号議案の「伊予灘及び豊後水道におけるくるまえびの採捕の禁止について」ですが、大分県のくるまえびの漁獲量は昭和61年の641トンピークに大きく減少し、近年50トン前後で推移しており、早急に資源回復を図る必要があ

るため、委員会指示により、豊後水道では平成17年から、伊予灘では平成23年から、全長13センチメートル以下のくるまえびの採捕を禁止しています。

この委員会指示の有効期間が本年3月31日で終了するため大分県漁業協同組合長から引き続き同様の内容で委員会指示の発出要望があったものです。

8ページをご覧ください。大分県漁業協同組合長から会長あての要望書を掲載しています。

9ページは委員会指示案ですが、漁業法第120条第1項の規定により、次のとおり全長13センチメートル以下のくるまえびの採捕を禁止するとしています。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。として試験研究等については適用除外としています。

漢数字の一の禁止区域は、国見と姫島の地先海面から南の伊予灘及び豊後水道の大分県海域を文字で表現しています。

漢数字の二の禁止期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までとしています。禁止期間を更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容です。

10ページに禁止区域の図を示しています。斜線の区域が禁止海域です。

点イは豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点、点ロは、その点イから磁針方位350度8,000メートルの点です。点ハは、東国東郡姫島村姫島灯台から山口県熊毛郡上関町小祝島西端見通し線上8,000メートルの点です。

点ニは、山口県熊毛郡上関町小祝島西端です。

禁止区域は、点イと点ロを結んだ直線、点ロから姫島を北回りに点ハマまでに至る間の最大高潮時海岸線から8,000メートルの線、点ハから点ニを通る直線、これを順次に結んだ線以南の大分県海域です。

伊予灘では、山口県、愛媛県との間で3県協定が結ばれており、共通海域が定められているので、その範囲を大分県海域としています。

一方、豊後水道では、対象漁業である小型底曳網漁業で愛媛県との境界線がはっきりとは定められておりませんので、東側のラインを引いていません。

ここで資料①をご覧ください。

平成23年4月に大分県が策定しました大分県資源管理指針です。県の水産資源の管理の方針等を取りまとめたもので、くるまえびについて重要資源と位置づけ、取組等についてまとめておりますのでご紹介します。1ページのグラフの下の(2)の資源管理の目標として太字で示しているとおおり、漁獲量の減少傾向が続いていることから、この状況の改善を目標とするとしています。(3)の資源管理措置として漁獲対象とする小型機船底びき網漁業とさし網漁業で取り組むとしており、2. 小型機船底びき網漁業、5. さし網漁業それぞれの漁業において、(2)の資源管理措置に太字で示しているとおおり、小型魚の保護に取り組み、資源の回復を図る必要があるとしています。

グラフにあるとおおり最近の漁獲量は、ほぼ横ばいで推移しており、種苗放流と小型個体の保護の取組により減少傾向に歯止めがかかっていると考えております。以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、この件につきましてご意見・ご質問はありませんか。

特にご意見もないようですので、第2号議案については原案のとおり委員会指示を発出することに、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし

議長 異議がないようですので、原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に、第3号議案「あわび類・うに類の採捕の制限について」をお諮りします。

事務局は説明してください。

事務局長 それでは、議案書の11ページをご覧ください。

第3号議案の「あわび類、うに類の採捕の禁止について」説明します。

大分県漁業協同組合では、あわび類、うに類の漁獲量が減少傾向にあることから、種苗放流を行うとともに、その放流場所を2年間禁漁とする資源管理措置を実施しています。

この取組の実践に係る公的担保措置として、大分県漁業協同組合長から委員会指示の発出要望があったものです。

12ページに大分県漁業協同組合長から会長あての要望書の写しを掲載しています。

1の禁漁区の設定をご覧ください。香々地地区から名護屋地区まであわび類のみ7地区、あわび類・うに類2地区の合計9地区において、放流場所周辺を2年間禁漁区とするため委員会指示を発出してほしいという要望であります。

13ページから15ページが委員会指示案ですが、13ページをご覧ください。最初に「漁業法第120条第1項の規定により、次に掲げる区域においてあわび類、うに類の採捕を禁止する。」としていますが、「ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。」として第2号議案と同じく試験研究等については適用除外しています。

次に、漢数字の一の禁止区域では、全9地区においてあわび類9箇所、うに類2箇所、あわび類及びうに類1箇所の合計12箇所について、表記しています。区域については、後で図で説明します。

次に、15ページの最後から2行目のところ、漢数字の二の禁止期間ですが、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間としています。

16ページと17ページに、位置図と拡大図を掲載しています。

16ページの左側から説明しますと、あわび類につきましては、①香々地地区、②国見地区、③臼杵地区の下ノ江地先及び⑤臼杵地区の深江地先、⑦津久見地区（鳩浦）の地先、次のページに移りまして左上から⑧津久見市保戸島地区の地先、⑨佐伯市の上浦地区の地先、⑩鶴見地区の地先、右上に移りまして、⑪佐伯市の入津湾地区の地先、⑫名護屋地区の地先の赤色の範囲であわび類の採捕を禁止します。

また、うに類につきましては、②国見地区、④臼杵地区の下ノ江地先及び⑥臼杵地区の深江地先の赤色の範囲でうに類の採捕を禁止します。

単純に同じ場所で禁漁を継続するのは①香々地地先、②国見地区、⑧保戸島地区、⑨上浦地区、⑩鶴見地区の5箇所、新規で禁漁区を設定するのは③臼杵地区の下ノ江地先の1箇所です。その他の6箇所は禁止する場所の輪番制を採用しており、過去に委員会指示で禁止した実績のある場所となり、実質的には継続箇所となります。

なお、17ページ下の表に今回禁漁区を設定するそれぞれ

の区域の面積を掲載しています。放流する魚種についてはあわび類がメガイアワビ、クロアワビですが、地域によって単一、両方の場合があります。うに類についてはアカウニとなります。

資料①の2ページをご覧ください。

大分県資源管理指針にまとめられているアワビ類及びウニ類の記載を抜粋しております。

あわび、うにとともに近年漁獲量が減少傾向にあることから、種苗放流、放流場所の一定期間の禁漁、密漁監視等の措置についても取り組み、資源の回復を図る必要がある。としています。

グラフにありますように、両方とも漁獲量は、最近、ほぼ横ばいで推移しており、種苗放流や禁漁措置等により減少に歯止めがかかっていると考えております。以上で説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありましたが、この件につきましてご意見・ご質問はありませんか。

議 長 この区域では放流はしていますが、餌となる藻場造成等はやっていますか。

事務局長 藻場造成につきましては、県内では水産多面的機能発揮対策交付金で行っていますが、今回設定している区域全てで同様に実施している訳ではありません。藻場が充分ある場所では行っていません。

議 長 他にご意見もないようですので、第3号議案については原案のとおり委員会指示を発出することに、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし

議 長 異議がないようですので、原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に、第4号議案「知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について（諮問）」をお諮りします。

事務局は説明してください。

事務局長

議案書の18ページをお開きください。

第4号議案 知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間についてです。

小型まき漁業及び潜水器漁業の許可を行うにあたり、制限措置と申請期間を定める必要があるため、漁業法第58条において読み替えて準用する法第42条第3項に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。

また、許可の有効期間を、大分県漁業調整規則第15条第1項で定める期間よりも短い期間で許可することについて、同じく読み替えて準用する法第46条第2項に基づき、同様に意見を求められているものです。

19ページが知事からの諮問文です。

次のページをご覧ください。まず、1の「制限措置及び申請期間の公示制度の趣旨」についてです。

これは、漁業の許可の申請を受け付ける前に、あらかじめ制限措置及び申請期間を公示し、広く周知することにより、手続の透明化を図るものです。漁業法及び漁業調整規則の規定により、制限措置は、「①漁業種類 ②許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数 ③船舶の総トン数 ④推進機関の馬力数 ⑤操業区域 ⑥漁業時期 ⑦漁業を営む者の資格」に関し、定めることとされています。

次に、「2 本件公示の漁業の概要」です。今回公示を行う2件について、表の形にしております。

はじめに、表の上段、蒲江地区地先における小型まき網漁業です。この漁業は、集魚灯を用いて集めた魚群を帯状の網で取り囲んでとる漁業で、漁獲対象種は「いわし、あじ、さば」です。

次に、豊後高田地区地先における潜水器漁業です。これは、アクアラングのような潜水器を使用して漁業者が自ら水中に潜り、魚介類をとる漁法で、主な漁獲対象種は「なまこ」です。

いずれの漁業も、今回公示に至った背景としては、漁業者から新規許可取得の要望が出たことに伴うものであり、要望書は22ページ及び25ページから27ページに添付しておりますので、後ほどご確認ください。

なお、上段の小型まき網漁業は、現在、2者が許可を受けており、追加で許可するため、必要な制限措置を定めるものです。これに対し、下段の潜水器漁業は、現在、許可を受けている者がおらず、全くの新規で許可するために、新たに制

限措置を定めるものとなります。

以上が、今回公示しようとする漁業の概要です。続いて、「3 本件公示の制限措置の内容」と「4 本件公示の申請期間」ですが、詳しくは実際の公示案により説明します。議案書23ページをご覧ください。

はじめに、小型まき網漁業です。公示する制限措置の具体的な内容を記載しています。まず、表のいちばん左の欄の「番号」は、許可毎、操業区域毎に許可方針において定めた整理番号であり、今回は「6-1-4」です。その右の欄からが具体的な制限措置の内容です。「漁業種類」は、大分県では魚種を限定しておりますので、「いわし、あじ、さばまき網（1 そうまき網）漁業」です。

その右の欄の「許可等をすべき船舶の数」は、漁業者からの要望に基づき1隻で、右の欄の船舶の「総トン数」は「5トン未満」、その右の欄の「推進機関の馬力数」は制限を設けていないため「定めなし」です。さらに右の欄の「操業区域」は、文言で表記するとこのとおりですが、次のページに図面を掲載していますので、そちらをご覧ください。

掲載している地図は、佐伯市南部から宮崎県北部にかけての海域を示しています。今回公示する小型まき網漁業の操業区域は、共同漁業権である共第45号の一部、斜線を引いた区域です。

表の説明に戻りますので、前のページをお開きください。右から3番目の「漁業時期」は「1月1日から12月31日まで」の周年で、右の欄の「漁業を営む者の資格」は「佐伯市蒲江大字蒲江浦又は大字猪串浦に住所を有する者」です。さらに右の欄の「申請期間」は、大分県漁業調整規則において原則1ヶ月以上とることとされているため、「令和4年2月25日から同年3月25日まで」の1ヶ月間です。

以上が、小型まき網漁業の説明です。

続いて、28ページをお開きください。潜水器漁業の公示案について説明します。

上半分に公示案、下半分に操業区域図を記載しております。表をご覧ください。一番左の番号は「13-3-2」で、右の欄からが制限措置の内容となります。漁業種類は「潜水器漁業」で、その右の欄の「許可等をすべき漁業者の数」「船舶の総トン数」「推進機関の馬力数」は、他の地区の潜水器漁業と同様に制限をしないので、「定めなし」です。さらに右の欄の「操業区域」は「共第4号の共同漁業権

の漁場区域内」であり、下に掲載している操業区域図のとおり、宇佐市と豊後高田市の両市にまたがる地先海面となります。

表の説明を続けます。「漁業時期」は「1月1日から12月31日まで」の周年で、「漁業を営む者の資格」は「当該共同漁業権の組合員行使権者又は漁業権者に操業を認められた者」です。一番右の欄にある「申請期間」は、公示の日から許可の有効期間中は随時申請を受け付けることとしますので、「周年」としています。

なお、操業区域が今回要望のあった豊後高田市地先だけでなく、宇佐市の地先にも及んでいることから、この許可の内容については、27ページにありますように宇佐支店においても同意がなされております。

また、新たに制限措置を定めるにあたり、県の研究機関に意見を聴いたところ、水産研究部北部水産グループから「資源に十分配慮して許可を行うべき」という意見が出ていますが、これにつきましては、今後の操業状況と資源の動向を県及び関係漁協で注視しながら対処していくべきものと考えております。

潜水器漁業についての説明は以上となります。

引き続き、議案書21ページに戻っていただいて、「5 許可の有効期間の短縮」について説明します。

知事許可漁業の許可の有効期間については、大分県漁業調整規則第15条第1項において規定されており、本日説明した漁業は全て5年間とされています。一方、この期間については、同規則同条第2項により、本委員会の意見を聞いたうえで、漁業調整のため必要な限度において短縮することが可能とされています。

いずれの漁業も既存の許可があるため、許可の終期をその満了日と合わせることで、制限措置の変更が生じた場合も、許可の更新に合わせた一斉切替えが可能となります。よって、小型まき網漁業は「許可の通知日から令和8年10月31日まで」、潜水器漁業は「許可の通知日から令和5年6月30日まで」とそれぞれ短縮するものです。

続いて、「6 許可しようとする船舶の上限数の変更」についてご説明します。今回公示する小型まき網漁業の許可の上限数は、県の許可方針において定められており、現在は2隻です。これに対し、許可実績も2隻であるため、今回の許可を行うと1隻増えることとなります。許可の上限数の増に

については、漁業調整上問題がなければ認めることとしており、今回操業区域となる共第45号の関係地区漁業運営委員会において同内容について可決されていることから、地元の同意もとれており、漁業調整上の問題はないと考えております。

知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間についての説明は以上です。

議 長 事務局から説明がありましたが、第4号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

議 長 まき網は中型から小型に転換するんですか。

事務局長 そうです。元々小型をしている人が、以前中型に転換したんですが、思ったほど漁が無いので小型に戻りたいというものです。

議 長 船舶の制限が5トン未満となっていますが、以前から5トン未満なんですか。

事務局長 今は6.1トンの船を使っていますが、その船を工事で減トンして5トン未満にして使うと聞いています。

議 長 他にご意見はありませんか。他にご意見もないようですので、第4号議案「知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について（諮問）」は原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし

議 長 異議がないようですので、第4号議案については原案のとおり異議ない旨知事に答申することといたします。

次に、第5号議案の「知事許可漁業における制限措置の一部変更について」をお諮りします。

事務局は提案理由を説明してください。

事務局長 議案書の29ページをお開き下さい。改正漁業法において、知事許可漁業の許可の内容は「制限措置」として県知事が定めることとなっています。

現在許可をしている漁業について、この制限措置を変更する必要が生じたため、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。

30ページが知事からの諮問文です。

次の31ページをご覧ください。まず、先ほどの説明と重なりますが、制限措置とは、資料に記載している①～⑦について、県知事が定めるものです。第5号議案は、この中の⑥漁業時期の変更に関する内容となります。

1の「制限措置の変更手続きについて」をご覧ください。

まず制限措置の変更にあたっての手続きについてご説明します。

漁業法において、既に公示している制限措置を変更するに当たり、委員会への諮問は法定事項とはされておりません。しかし、先ほどの議題のように、新たに制限措置を定める際には委員会への諮問が必要とされていることに鑑みると、変更時においても同様に意見を聴くことが必要であるという考え方にもとづき、今回諮問を受けたところです。

変更後の取扱いについては、制限措置を公示する趣旨が許可の内容の周知と手続きの透明化とされているなかで、変更時の公示は法定事項とはなっておりません。しかし、制限措置が当該漁業を営む者のみならず、同一区域で操業する他の漁業者に対しても影響を及ぼすこと、また、公示されている制限措置の内容と漁業の実態が乖離することは望ましくないことを踏まえると、変更後の制限措置も公示することが適切であると考えており、制限措置の変更後は、県ホームページにて公示する予定としております。

続いて、2の「本件変更の概要」について説明します。今回変更する漁業種類は宇佐地区の「小型機船底びき網漁業手操第2種なまここぎ網漁業」です。この漁業は、海底に沈めた網をひき、なまこを袋網に追い込んでとる漁業です。操業区域は共第3号内としていますが、こちらは図でご説明しますので、33ページをお開きください。

33ページの図は、豊前海の漁業権区域図です。本件漁業の操業区域は、図中色づけした、宇佐地区の地先に設定されている共同漁業権「共第3号」の区域となります。ご覧いただくとおわかりいただけると思いますが、共第3号は、太線で示している共第1号の区域の一部でもあります。そのため、本件漁業の制限措置の変更は、共第1号の関係地区である中津・豊後高田・真玉・香々地の4地区にも関係があるも

のとなります。

同じページの②制限措置をご覧ください。こちらは、本件漁業における現在の制限措置です。このうち、今回変更しようとするものは、色づけしております「漁業時期」となります。

変更内容について、再度31ページにお戻りください。先ほどの続き、2の中の「変更する制限措置」です。上段に現行、下段に改正案を記載しており、現行は11月1日から翌年の3月20日までとしてありますが、今回の変更により、終期を3月31日までとし、11日間延長することとなります。

なお、現在本件漁業許可を受けている者は9名おりまして、今回変更に至った背景は、大分県漁業協同組合からの要望に伴うものです。要望書は34ページにありますので、後ほどご覧ください。

続いて、これまでの経緯について簡単に説明します。3をご覧ください。

本件漁業の漁業時期は、以前は「11月1日から翌年の3月31日まで」であり、改正案と同じでした。しかし、平成20年頃、なまここぎ網漁業者と、漁業権に基づき建網漁業を営む者との間で、漁具被害等の操業トラブルが生じました。こうした漁業調整上の理由から、漁業時期の終期が現行の「3月20日まで」となりました。

地元漁業者によると、現在は、漁業者の減少に伴い、水温の低い3月下旬までは建網漁業を営む者もいない状況のようです。そのため、10年以上前の状況とは異なっており、漁業時期を3月31日までに戻しても操業上の問題が生じるおそれもなくなってきました。以上が、これまでの漁業時期を巡る経緯です。

なお、制限措置を変更する際には、新たに定めるときと同様に、漁業調整上の問題がないことの確認が必要です。これについて、4の「漁業調整について」をご覧ください。

まず、漁業者間の調整です。本件漁業は、共同漁業権の共第3号を操業区域とします。よって、その関係地区である宇佐地区の同意が必要であり、同地区漁業運営員会において満場一致で可決されています。また、共第3号は、共第1号の区域の一部であるとともに、なまここぎ網漁業は、他の漁業とのトラブルが生じることも想定されることから、共第1号の関係地区「中津・高田・真玉・香々地」の4地区の同意も

必要です。これについては、各地区漁業運営委員長より「異議無し」とする旨の意見書を確認しています。宇佐地区漁業運営委員会議事録及び地区の同意については、35ページから38ページにありますので、後ほどご確認ください。よって、漁業者間の調整は問題なしと考えます。

次に、関係機関の意見です。制限措置を変更する際は、関係振興局及び県の研究機関の意見を求めることとしています。今回は宇佐地区を所管する北部振興局と農林水産研究指導センター北部水産グループに意見を聴いたところです。その結果、北部振興局からは意見なし、北部水産グループからは、産卵期と重複する可能性があるため、資源に十分配慮すべき旨の意見が出ております。これについては、枠囲み内にあるとおり、すでに宇佐地区の漁業者間において、「10日間の休漁日の設定」と「160g未満の小型のなまこの採捕禁止」ということを取り決めており、地区の資源管理計画として取り組むこととしていますので、資源への配慮もなされていると考えます。

以上のことから、全体として漁業調整上の問題は無いと考えており、制限措置を変更し、漁業時期を延長するものです。

知事許可漁業における制限措置の一部変更についての説明は以上です。

議長 事務局から説明がありましたが、第5号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

よろしいですか。特にご意見もないようですので、第5号議案「知事許可漁業における制限措置の一部変更について」は原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし

議長 異議がないようですので、第5号議案については原案のとおり異議ない旨知事に答申することといたします。

これで予定していた議案は終了いたしました。

他に何かありませんか。なければこれで委員会を終了します。

事務局長 ご審議誠にありがとうございました。

以上、第22期大分海区漁業調整委員会第7回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和4年2月17日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員

